

IV

学校適正規模の考え方



IV 学校適正規模の考え方

学校の小規模化や大規模化が学校教育に及ぼす影響について、教育指導面、学校運営面等から検討し、整理しました。

1 学校規模による学校教育への影響

(1) 小規模校の教育活動の特徴

学校教育では、児童生徒が多くの友だちと出会う中で、様々な考え方に触れ、多くの人と協調して自ら向上する力を身に付けていくことを目標にしています。

児童生徒数や学級数が少ない小規模校では、小規模だからこそできる特色ある教育活動や家庭的な雰囲気といった「良さ」があります。

しかし、児童生徒数が少ないことで制約を受ける教育活動もあり、そのことが小規模校の「課題」と考えます。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	<p>① 子ども同士がお互い顔なじみであるため、家庭的な雰囲気の中で学習することができる。 また、1学級の人数が少ない学校も多く、教員のきめ細かな指導がしやすく、子どもや保護者に対して一人一人に寄り添い安心した学校生活を送らせることができる。</p> <p>② 授業や学校行事・部活動等において意見や感想を発表できる機会等、一人一人の活躍の場面がたくさんある。</p> <p>③ 理科室や音楽室等の特別教室や体育館を、余裕を持って使うことができ、調整や変更を柔軟に対応しやすい。</p> <p>④ 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができ、集団としての一体感が育ちやすい。</p> <p>⑤ 小規模校の中には、豊かな自然に囲まれた地域にある学校もあり、自然を生かした教育活動を行いやすい。</p> <p>⑥ 保護者同士のつながりが深く、地域の住民も子どもの顔を知っているため、保護者間や地域と連携した効果的な指導ができる。</p>	<p>① 多様な意見に触れる機会や学び合いの機会が少なくなる場合がある。また、班活動の際に、多くの班を作ることができず、他班との比較がしにくいため、学習への理解を深めたり、学習内容を広げたりすることが難しい。</p> <p>② 体育における球技等集団で学習する場合、少人数のため正しいルールや試合方法を学ぶことが難しくなる。また、音楽においても合奏や合唱が行いにくいなど集団活動の実施に制約が生じる。</p> <p>③ グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</p> <p>④ 学年が1クラスの場合は、卒業まで同じ集団で過ごすこととなり、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。また、男女比に偏りが生じやすい。</p> <p>⑤ クラブ活動や部活動では種目数が少なく、自分のやりたい種目を選ぶことができない場合がある。特に野球やサッカーなど団体競技ではチーム編成ができないなど活動が限定される。</p>



教育指導面		<p>⑥ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。また、生徒指導上問題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受けることがある。</p> <p>⑦ 複式学級の場合、学年差・能力差に応じた指導や個への配慮について難しさがある。</p>
学校運営面	<p>① 教員の人数が少ないため、教職員間の意思疎通を図りやすく、連絡調整や相互連携がしやすい。</p> <p>② 校内の会議の開催数を減らしやすい。</p> <p>③ 全教職員で全校児童に関わり、学校全体で全校児童を見守ることができる。</p> <p>④ 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</p> <p>⑤ 集団活動の場において感染症対策としてソーシャルディスタンスが取りやすい。</p>	<p>① 経験年数、専門性、男女比等のバランスのとれた教職員配置が行いにくい。</p> <p>② 小規模校では同学年や同教科の教員が1名しかいない場合が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができず、多様な指導ができにくい。</p> <p>③ 教職員一人当たりの校務の分掌も多くなり、また分掌への配置人数が少なく負担が大きくなる。</p> <p>④ 小規模の中学校では、授業時間数に対応できるだけの教員数が配置されない場合がある。その場合、教科講師が配置されるが、教科指導の時間分の勤務しか認められないため、学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な事務の分掌はできない。</p> <p>⑤ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。また、出張や休暇等で教員が欠けたときに、教員が少ないため補欠の対応が難しい。</p> <p>⑥ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。</p>
その他	<p>① 保護者や地域社会との連携が図りやすい。</p> <p>② 緊急時の一斉下校や、保護者等への児童引き渡し等の際、短時間で終了する。</p>	<p>① 体育の水泳指導や緊急時の下校指導等では、割ける人数が少ないため、安心安全面で不安がある。</p> <p>② 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が大きくなったり、修学旅行の行き先が限定されたりする場合もある。</p> <p>③ P T A活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。</p>



(2) 大規模校の教育活動の特徴

児童生徒数や学級数が多い大規模校では、多様な人間関係に触れたり、お互いが切磋琢磨したりする機会が多いという「良さ」があります。

しかし、集団で行う学校教育でも、集団が大きくなりすぎると様々な「課題」が生じてきます。

	良さ（メリット）	課題（デメリット）
教育指導面	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒が多くの人や教職員と出会うことで、集団の中での協調性や連帯感、積極性、向上心が育まれやすい。 ② 運動会や音楽行事等ではたくさんの種目や演奏を行うことができるなど、学校行事に活気が生まれる。 ③ グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。 ④ 多くの班を作ることができ、他班の意見や学習状況を比較し、学習への理解を深め、学習内容を広げていくことができる。また、同学年に複数の学級があるので、学級対抗の活動により切磋琢磨することで積極性や向上心を育むことができる。 ⑤ 中学校の部活動等では、種目が豊富であり、多くの選択肢の中から自分のやりたい種目を選択することが可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校行事や部活動等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。 ② 学年内や異学年間の交流を行う際、使用施設や活動時間の調整等が難しい。 ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。 ④ 学級数の多い学校では、音楽室や運動場の使用する際の調整が必要で、音楽の鑑賞を普通教室で行うなど、授業が制約されることもある。また、学級を2つに分けて授業を行う少人数指導も、余裕教室のない学校では実施できない。 ⑤ 校外活動において、社会科見学では多人数を受け入れてくれる施設が少ないこと、また、移動に多くの時間がかかるなど、教育活動が制限される場合がある。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ① 学級担任や部活動の顧問、その他学校運営に必要な複数による校務分掌等が可能である。また、人間関係に配慮した学級編成ができる。 ② 同学年や同教科の教員が多く、一緒に教材を作ったり、指導方法を話し合ったりすることができ、多様な指導や校内研修の活性化が図れる。 また、教職員一人当たりの校務分掌は少なくなり、負担が少ない。 ③ 教職員が出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。 ② 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。 ③ 教員の人数が多いため、共通理解が必要な取組を行う際の指導方針や行事計画など、綿密な打合せが不可欠となる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 修学旅行や卒業アルバムの制作などでは、保護者の経済的な負担が小さくなる。 ② PTA活動等において、役割分担により保護者の負担を分散しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。 ② 緊急時の一斉下校や保護者等への児童引き渡しの際、児童数が多いため時間がかかる。



<参考>千葉県公立小中学校の学校規模別教職員配置の例

【小学校】

(単位：人)

学級数	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計			
2学級	1	1	2	1	3	0	0	5
3学級	1	1	3	1	4	1	1	8
6学級	1	1	6	1	7	1	1	11
12学級	1	1	12	2	14	1	1	18
18学級	1	1	18	2	20	1	1	24
24学級	1	1	24	3	27	2	1	32
31学級	1	2※	31	4	35	2	2	42
40学級	1	2※	40	5	45	2	2	52

【中学校】

(単位：人)

学級数	校長	教頭	教諭			養護教諭	事務職員	合計
			学級担任	担任外	小計			
2学級	1	1	2	3	5	0	0	7
3学級	1	1	3	4	7	1	1	11
6学級	1	1	6	5	11	1	1	15
9学級	1	1	9	6	15	1	1	19
12学級	1	1	12	7	19	1	1	23
18学級	1	1	18	9	27	1	1	31
24学級	1	2※	24	12	36	2	2	43
30学級	1	2※	30	15	45	2	2	52

≪小中学校共通≫

※教頭の複数配置について、児童生徒数や学級数の基準がないが、概ね小学校で30学級、中学校で22学級を目安に2人配置されることが多い。

【中学校におけるモデル的な教員配置】

(単位：人)

学級数	教頭	教諭										教諭計
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	
3学級	1	1	1	1	1	1	1		1			7
6学級	1	2	1	2	2	2	1		1			11
9学級	1	2	2	2	2	2	1	1	2	1		15
12学級	1	3	2	3	3	3	1	1	2	1		19
18学級	1	4	3	4	4	4	1	1	4	1	1	27
24学級	2	5	5	5	5	6	2	1	4	2	1	36
30学級	2	6	6	6	6	7	2	2	6	2	2	45

※3～12学級では、専任の教科担任が配置できない。



2 学校適正規模の考え方

学校規模による学校教育の影響などを総合的に勘案し、本市における学校適正規模の考え方を次のようにまとめました。

(1) 学校適正規模の区分

本市における学校適正規模の区分（通常学級数）を次のとおりとします。

なお、学校運営面等の課題を考慮し、基本方針において、区分のあった準適正規模校については、区分をなくし、小規模校の区分に含め、31学級以上の学校については、大規模校の中に新たに過大の区分を設けています。

区分	小規模校		適正規模校	大規模校	
	過小				過大
小学校	5学級以下	6～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上
中学校	3学級以下	4～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上
義務教育学校			18～36学級		

(参考) 国の基準

◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から（中略）第68条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

第79条の3 義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。



(2) 学校適正規模の目安

① 小学校

区分	通常学級数	状況
小規模校	過小 5以下	複式学級や欠学年を有する。 クラス替えができない。
	6	クラス替えができない。
	7～11	クラス替えができない学年がある。
適正規模校	12～24	クラス替えができる。
大規模校	25～30	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。
	過大 31以上	

② 中学校

区分	通常学級数	状況
小規模校	過小 3以下	クラス替えができない。 専任の教科担任を配置できない教科がある。
	4～5	クラス替えができない学年がある。 専任の教科担任を配置できない教科がある。
	6～11	クラス替えは可能であるが、専任の教科担任を配置できない教科がある。
適正規模校	12～24	クラス替えが可能で、専任の教科担任を配置できる。
大規模校	25～30	施設利用面から教育活動に支障が生じる場合がある。
	過大 31以上	

③ 義務教育学校

区分	通常学級数	状況
適正規模校	18～36	学校教育法施行規則では、義務教育学校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準としているが、本市においては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令における学校の統合の場合の適正な規模の条件である18学級から36学級までを義務教育学校の適正規模とした。



(3) 学校規模の状況

① 小学校

年 度	区分 通常学級数	小規模校			適正規模校 12～24学級	大規模校	
		過小				25～30学級	31学級以上
		5学級以下	6学級	7～11学級			
令和5年度	現状 259 学級	船穂小(5) ①	六合小(6) 本埜小(6) 平賀小(6) 小林北小(6) 大森小(6)	木下小(9) 小林小(10)	原山小(12) 高花小(12) いには野小(13) 滝野小(17) 木刈小(18) 内野小(20) 西の原小(20)	牧の原小(27)	小倉台小(32) 原小(34)
令和11年度	推計 281 学級		平賀小(6) 六合小(6) 本埜小(6) 船穂小(6) 小林北小(6) 原山小(6)	木下小(9) 大森小(9) いには野小(10) 小林小(11) 高花小(11) 木刈小(11)	内野小(20) 西の原小(20) 滝野小(21)		小倉台小(32) 牧の原小(41) 原小(50)

② 中学校

年 度	区分 通常学級数	小規模校			適正規模校 12～24学級	大規模校	
		過小				25～30学級	31学級以上
		3学級以下	4～5学級	6～11学級			
令和5年度	現状 92 学級	本埜中(2)		小林中(6) 船穂中(6) 印西中(7) 原山中(9) 印旛中(9)	滝野中(12) 西の原中(19) 木刈中(22)		
令和11年度	推計 122 学級	本埜中(3)		船穂中(6) 印西中(6) 小林中(6) 印旛中(8)	原山中(12) 滝野中(20)	木刈中(25)	西の原中(36)

《小中学校共通》

※ () 内の数値は通常学級数、○内の数字は複式学級数を示している。

※学校名は各年度で学級数が少ない順に整理し、同数の場合は児童生徒数が少ない順に記載している。

※令和11年度の学級数は学区外就学者数を加味していない。

※令和11年度の小学校の学級数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正(令和3年4月1日施行)に基づき1学級35人とし、令和5年度の小中学校及び令和11年度の中学校の学級数は、千葉県公立小中学校学級編制基準による学級編制の弾力的な運用に基づき算出している。

